

児童手当・特例給付の制度が一部変更になります。

変更点は次の2点です。必ずご確認ください！！

1 特例給付へ所得上限限度額が設けられます！！

所得額により、特例給付の対象外となる場合があります。
下記の「(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について」
をご確認ください。

2 現況届の提出が原則不要になります！！

一部の方を除き、原則現況届の提出が不要になります。
詳しくは、裏面の「(2) 現況届の提出について」をご確認ください。

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分(6月分)から、「所得制限限度額」(以下限度額)に加えて「所得上限限度額」(以下上限額)が設けられます。

【変更前】

- ・ 限度額未満→児童手当
- ・ 限度額以上→特例給付
(5,000円/月)
※児童1人あたり



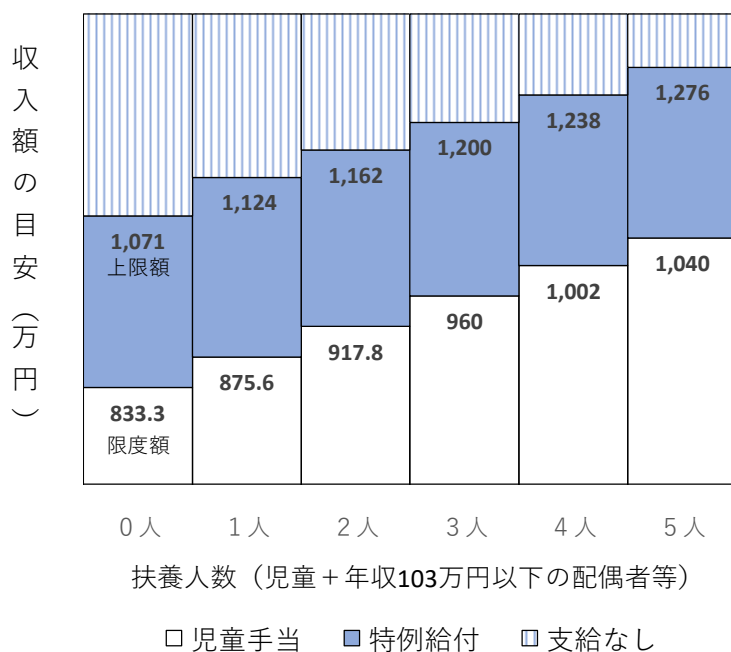
【変更後】

- ・ 限度額未満→児童手当
- ・ 限度額以上
上限額未満→特例給付
- ・ 上限額以上→支給なし



「児童手当・特例給付」が支給なしとなった後に、所得が「上限額」未満となった場合、
改めて認定請求書の提出等が必要となります。

【限度額・上限額】早見表



※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は各種法定控除後の所得額で所得限度額及び所得上限額を確認します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

(2) 現況届の提出について

令和4年度から、下記に該当する方を除き、竹原市が受給者の令和4年6月1日時点の状況を公簿等で確認するため、**原則として現況届の提出は不要となります。**（該当する方には毎年5月下旬から申請書を送付します。）

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が竹原市でない方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、竹原市から提出の案内があった方

下記の変更事項があった方は、**竹原市に届出が必要となります。**
(令和4年6月以降)

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④結婚や離婚等により、児童の属する世帯状況に変更があったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に竹原市と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは

竹原市役所 社会福祉課 子ども福祉係
電話：0846（22）7742